

# 使 用 料

## 秋田県スポーツ科学センター

### 1. 貸切使用する場合の使用料

区 分		使 用 料 の 額		
		9:00～13:00 までの時間 1時間につき	13:00～17:00 までの時間 1時間につき	午前9時～午後 5時までの時間 以外 1時間に つき
体育場	使用者が主として児童生徒のために使用する場合	310円	390円	690円
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用する場合	690円	780円	1,530円
ウェイトリフティング場	使用者が主として児童生徒のために使用する場合	160円	150円	110円
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用する場合	330円	320円	250円
研 修 室		790円	760円	730円
会 議 室		210円	220円	250円

(備考)

- この表に定める時間の区分ごとに、使用時間が1時間未満であるときは、当該使用時間を一時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- この表において「児童生徒」とは、小学校就学の始期に達するまでの者、小学校児童、中学校生徒及び高等学校校生(これらの者に準ずる者を含む。)をいう。

### 2. 半面貸切使用する場合の使用料

区 分		使 用 料 の 額		
		9:00～13:00 までの時間 1時間につき	13:00～17:00 までの時間 1時間につき	午前9時～午後 5時までの時間 以外 1時間に つき
体育場	使用者が主として児童生徒のために使用する場合	150円	190円	340円
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用する場合	340円	390円	760円

(備考)

- この表は、体育場の半面を貸切使用する場合に適用する。
- この表に定める時間の区分ごとに、使用時間が1時間未満であるときは、当該使用時間を一時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- この表において「児童生徒」とは、小学校就学の始期に達するまでの者、小学校児童、中学校生徒及び高等学校校生(これらの者に準ずる者を含む。)をいう。

### 3 個人等が使用する場合の使用料

区 分	使用の単位	使用料
小学校児童及び中学校生徒	午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までのそれぞれの時間の区分ごとに1人につき	60円
高等学校生徒並びに高等専門学校生徒及び大学の学生		100円
一 般		150円

(備考)

1. この表は、個人が体育場、ウエイトリフティング場、トレーニング場、クライミングウォールを使用する場合に適用する。
2. この表における「小学校児童及び中学校生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。

### 4 一般体力測定料金

コース	区 分	料金
健康体力づくり コース	高校生以下	320円
	一般	630円
動作分析 コース	高校生以下	530円
	一般	1,060円
筋力向上 コース	高校生以下	690円
	一般	1,370円
全身持久力 コース	高校生以下	1,320円
	一般	2,640円

(備考)

1. この表は、体力測定室を使用する場合に適用する。
2. この表において「高校生以下」とは、小学校児童、中学校生徒及び高等学校校生徒(これらの者に準ずる者を含む。)をいう。